

長 建 産 発 第 9 0 号
令 和 3 年 3 月 1 5 日

会 員 各 位

長崎県建設産業団体連合会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

強風などの荒天時等における安全確保について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、建設工事における公衆災害防止対策をまとめた「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年 9 月 2 日付け国土交通省告示 496 号）では、強風など荒天時等の対応に関して、「工事着手前に強風等における作業中止基準を定めておくとともに、中止時の仮設物構造物、資材等の具体的な措置について定めておく」こととされておりますが、令和 3 年 3 月 2 日に線路脇のビル建設現場の足場が崩れ、隣接する東急東横線に倒壊する事故が発生しました。

これを受け、今般、「公衆災害防止対策要綱」の再周知及び関係法令等に基づく工事の安全確保に必要な対策を講じることについて、全国建産連を通じ国土交通省不動産・建設経済局建設業課長より周知依頼がまいりましたのでお知らせ申し上げます。